

令5（一社）日染協発第14号  
令和5年12月15日

お取引先様 各位

一般社団法人 日本染色協会  
会長 後藤 勝則



### 加工料金の改定のお願いについて

平素より、当協会の活動に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当協会の会員である染色整理加工業は、コロナの影響による受注量減少に加え、原材料及びエネルギー価格の高騰を受けて廃業、倒産、事業縮小、撤退、人員整理が加速し、生産キャパの減少は言うまでもなく、素材的に難易度の高い加工ができなくなるなど、我が国の繊維産業の優位性が失われ繊維産業全体の現場力（技術・生産・品質など）を低下させることに繋がります。

このような状況の中、かねてより、原材料及びエネルギーコストの上昇分の価格転嫁による加工料金の値上げをお願いして参りましたが、未だ、コスト上昇分に見合った加工料金の値上げがなされていない状況にあります。

また、本年11月29日付で、内閣官房及び公正取引委員会より、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」が示された。本指針において、「労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる取組方針を具体的に経営トップまであげて決定し、同方針を社内外に示すこと」や、「サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと」などが行動指針として示されました。

（別添「価格交渉に関する指針（概要）参照）

お取引先各社様におかれても大変厳しい状況に置かれてるかと存じますが、何卒、このような現状をご理解いただくとともに、上記価格交渉指針の趣旨を踏まえ、労務費のみならず、原材料価格やエネルギー価格の高騰によるコスト上昇分についても、加工料金に反映していただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上